



平成30年（行ウ）第93号、同98号ないし第104号

国籍確認等請求事件

原告 原告1 外7名

被告 国

### 準備書面（7）

2019年10月10日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

原告ら訴訟代理人

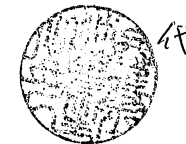
弁護士 近 藤 博 徳



弁護士 椎 名 基 晴



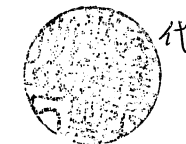
弁護士 富 増 四 季



弁護士 仲 晃 生



弁護士 仲 尾 育 哉



準備書面（８）乃至（１３）において、原告らは、被告準備書面（１）および（２）に対する反論を行う。各書面の概要は、以下のとおりである。

◆ 準備書面（８）及び（９）

準備書面（８）及び（９）は、国籍法の分析を通して、被告の主張の誤りを指摘するものである。

準備書面（８）では、国籍の意義に関する被告の主張について、それが古典的に過ぎ、本件の問題解決には無益どころか国籍の問題に対する正しい理解と思考を妨げるものですらあることを指摘したうえで、国籍法１１条１項の立法目的に関して論じる（被告準備書面（１）第２・１及び２、第３・２（３）ア及びイに対する反論。原告ら準備書面（１）及び（３）の補充）。

準備書面（９）では、複数国籍の防止という立法目的に関する被告の主張を詳細に検討したうえで、国籍法１１条１項の立法目的達成手段の合理性に関する被告の主張に反論する（被告準備書面（１）第３・２（３）ウ乃至オ、第３・２（４）に対する反論。原告ら準備書面（１）及びの補充）。

◆ 準備書面（１０）及び（１１）

準備書面（１０）及び（１１）は、憲法と国籍法の関係の分析を通して、被告の主張の誤りを指摘し、原告らの主張が認められるべきことを確認するものである。

準備書面（１０）では、日本国籍を剥奪されない権利が憲法上保障されない、そして国籍法に関する立法裁量は広いなどとする被告の主張の誤り示し、国籍法１１条１項が違憲無効であることを確認する（被告準備書面

(1) 第3・1、2 (1) (2) イに対する反論。原告ら準備書面 (4) の補充)。

準備書面 (11) では、国籍法 11 条 1 項は平等原則 (憲法 14 条) に違反しないとする被告の主張に反論する。さらに、仮に 1984 年時点では未だ平等原則違反の状態になっていなかったとしても、立法事実の変遷により遅くとも 1997 年頃には平等原則違反の状態が生じていたことを示し、もって国籍法 11 条 1 項が違憲無効であることを示す (被告準備書面 (2) に対する反論。原告ら準備書面 (5) の補充)。

◆ 準備書面 (12) 及び (13)

準備書面 (12) は、国家賠償請求の主張を補充する書面である (被告準備書面 (2) 第3に対する反論)。

準備書面 (13) は、原告ら準備書面 (9) 及び (11) における求釈明事項を含む、求釈明事項をまとめた書面である。

以上